

出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)

申請者(被保険者、世帯主又は組合員)が記入するところ	被保険者証	記号	33		番号	6993		
	申請者(被保険者世帯主又は組合員) ※「申請者」は健康保険・船員保険の場合は、被保険者、国民健康保険の場合は世帯主又は組合員となります。	氏名	(フリガナ) ミナト タロウ	港 太郎		Ⓡ		
		住所	〒 135-0000 (フリガナ)	東京都港区〇〇1-2-3-506		電話 090 (8855) 9999		
		生年月日	昭和 57 年 3 月 30 日					
	出産予定日・数	平成 23 年 6 月 27 日 (単) 多(胎)						
	出産予定者 ※申請者と同一の場合は不要です	氏名	(フリガナ) ミナト ヨウコ	港 洋子				
		生年月日	昭和 58 年 12 月 20 日					
	出産予定医療機関等	名称	(フリガナ) コウナンレディスクリニック	港南レディスクリニック				
		所在地	〒 135-0000 (フリガナ)	東京都港区△△2-3-1				
	申請者に対する支払金融機関	預金種別	1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	口座名義	(フリガナ)	
銀行 金庫 信組						店・本店 支店・出張所		
申請者又は出産予定者が出産予定日から6か月以内に健康保険又は船員保険の資格を既に喪失している場合は、以下のいずれかに記載をお願いします。 ※ 健康保険法第106条又は船員保険法第73条の規定により、1年以上健康保険又は船員保険の被保険者であった方が被保険者資格喪失後、6か月以内に出産された場合、資格を喪失した最後の保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。								
申請者本人の退職等により、健康保険又は船員保険の被保険者資格喪失後、6か月以内に出産することによる申請である場合、資格喪失後に加入している保険者名と記号・番号				保険者名				
				記号	番号			
申請者本人の家族が被扶養者認定後、6か月以内に出産することによる申請である場合は、その家族が被扶養者認定前に加入していた保険者名と記号・番号				保険者名				
				記号	番号			

受取代理人の欄	<p>申請者(港 太郎) (以下「甲」という。)は、医療機関等である(港南レディスクリニック) (以下「乙」という。)を代理人と定め、次の権限を委任します。 また、甲は、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度は利用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲が請求する出産育児一時金等のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額[※]の受領に関すること。 ※ 出産育児一時金等の支給額(保険者が出産育児一時金等に係る付加給付を行う場合には付加相当額を含む)を上限とする。 <p>平成 23 年 6 月 27 日</p> <p>甲の住所 東京都港区〇〇1-2-3-506</p> <p>氏名 港 太郎 Ⓡ</p> <p>乙の所在地 東京都港区△△2-3-1 医療法人社団 ○×会</p> <p>名称 港南レディスクリニック Ⓡ 電話 03 (5555) 1112</p>						
	受取代理人に対する支払金融機関	三井住友		銀行 金庫 信組	三田		店・本店 支店 出張所
		預金種別	1:普通 2:当座 3:別段	4:通知 5:貯蓄	口座番号	0442288	口座名義

(備考欄)

イリョウホウジンシャダン○×カイ コウナンレディスクリニック リジチョウ コウナン イクコ
医療法人社団 ○×会 港南レディスクリニック 理事長 港南 育子

勤務先への委任

私は、下記の者を代理人と定め、出産育児一時金・出産育児一時金付加金受領方を委任します。

平成 23 年 5 月 2 日

委
任
状

請 求 者 住 所 東京都港区〇〇1-2-3-506
氏 名 港 太 郎

港

代 理 人 所在地 東京都港区〇〇1-2-3-506
(事業所) 事業所名 東京◆◆港運 株式会社
取締役社長 海田 博
電話番号 03 (6666) 7777

海